

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵閣第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第1節 暫定税率	第1節 暫定税率
<p>第1節 暫定税率</p> <p>(暫定税率を適用する <u>バイオエタノール等</u> の証明書の取扱い)</p> <p>2—1 法別表第一 第2207.10号の1の(2)のBに掲げるエチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの（エチルターシャリーブチルエーテルの製造の用に供するものに限る。）及び同表 第2909.19号に掲げるエチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したもの（以下「<u>バイオエタノール等</u>」という。）に係る証明書（令 第3条の3第1項に規定する証明書をいう。）が、同項の規定により、その輸入申告（特例申告貨物（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下この節において同じ。）にあっては、特例申告。以下この節において「輸入申告等」という。）の際に提出された場合の取扱いは、次による。</p> <p>なお、当該証明書は、「エチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの及びエチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものの証明書の発給に関する省令」（平成20年経済産業省令第28号）第2条の規定により経済産業大臣が交付することとされているので留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当該証明書と「輸入（納税）申告書」（C—5020）又は「特例申告書（関税法第7条の2第1項に規定する特例申告書をいう。以下この節において「輸入（納税）申告書等」という。）との <u>対査</u> 確認は、次に掲げる方法により行う。</p> <p>イ 証明書の「申請者」欄に記載された氏名等と輸入（納税）申告書等に記載された輸入者の氏名等との <u>対査</u> 確認。</p> <p>ロ 証明書の「輸入数量」及び「仕入書番号」欄に記載された事項と輸入（納税）申告書等に記載されているこれらの事項に対応する事項との <u>対査</u> 確認。</p> <p>(3) 証明書に記載された <u>バイオエタノール等</u> の全量について輸入申告等がされた場合は、証明書の余白部分に審査印（C—5000）を押なつし、輸入（納税）申告書等とともに保管するものとする。</p> <p>なお、証明書に記載された <u>バイオエタノール等</u> の一部について輸入申告等がされた場合の取扱いは、次による。</p> <p>イ～ニ (省略)</p>	<p>第1節 暫定税率</p> <p>(暫定税率を適用する <u>エチルターシャリーブチルエーテル</u> の証明書の取扱い)</p> <p>2—1 法別表第一の第2909.19号に掲げるエチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したもの（以下「<u>ETBE</u>」という。）に係る証明書（令 第6条の2第1項に規定する証明書をいう。）が、同項の規定により、その輸入申告（特例申告貨物（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下この節において同じ。）にあっては、特例申告。以下この節において「輸入申告等」という。）の際に提出された場合の取扱いは、次による。</p> <p>なお、当該証明書は、<u>エチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したものの証明書の発給に関する省令</u>（平成20年経済産業省令第28号）第2条の規定により経済産業大臣が交付することとされているので留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 当該証明書と「輸入（納税）申告書」（C—5020）又は「特例申告書（関税法第7条の2第1項に規定する特例申告書をいう。以下この節において「輸入（納税）申告書等」という。）との <u>対差</u> 確認は、次に掲げる方法により行う。</p> <p>イ 証明書の「申請者」欄に記載された氏名等と輸入（納税）申告書等に記載された輸入者の氏名等との <u>対差</u> 確認。</p> <p>ロ 証明書の「輸入数量」及び「仕入書番号」欄に記載された事項と輸入（納税）申告書等に記載されているこれらの事項に対応する事項との <u>対差</u> 確認。</p> <p>(3) 証明書に記載された <u>ETBE</u> の全量について輸入申告等がされた場合は、証明書の余白部分に審査印（C—5000）を押なつし、輸入（納税）申告書等とともに保管するものとする。</p> <p>なお、証明書に記載された <u>ETBE</u> の一部について輸入申告等がされた場合の取扱いは、次による。</p> <p>イ～ニ (同左)</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第13節の2 オーストラリア協定に基づく製造用原料品の譲許の便益の適用</p> <p>(製造用原料品の用途外使用)</p> <p>9の2-16 法第9条の2第6項ただし書の規定による輸入(譲許の便益の適用) 製造用原料品の用途外使用の手続については、次による。</p> <p>(1) 法<u>第9条の2</u>第6項ただし書の規定による用途外使用の承認は、輸入(譲許の便益の適用)の許可を受けた製造用原料品(特例申告貨物にあっては、特例申告書が提出された製造用原料品。次項において同じ。)が腐敗、変質その他の理由により製造用原料品として使用できない場合又は、用途外使用の目的内容からみて、その用途に供することができないと認められる場合に限り行う。</p> <p>(2) 令第33条の8の規定による用途外使用の申請は、「用途外使用等承認申請書」(T-1140)2通(原本、交付(承認書)用)を輸入(譲許の便益の適用) 製造用原料品が置かれている場所の所在地を管轄する税關(以下「蔵置場所所轄税關」という。)に提出することとし、税關においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者に交付する。ただし、蔵置場所所轄税關と承認工場所轄税關が異なる場合には、提出部数は3部とし、そのうちの1通に承認の旨を記載して承認工場所轄税關の保税監督部門へ送付する。</p> <p>(法人の合併等の取扱い)</p> <p>9の2-23 製造工場の承認を受けている法人が合併<u>若しくは</u>分割<u>又は</u>製造工場の承認を受けた者がその業務を譲り渡す(以下この項において「合併等」という。)ことに伴いその承認が失効するため、合併等の後も引き続き製造工場の承認を受けようとする場合は、合併等の後に存続する法人<u>若しくは</u>合併等により設立される法人<u>又は</u>当該業務を譲り受けた法人について、その合併等がなされることを前提として事前に承認の申請手続を行わせ、合併等の効力発生日(新法人の設立にあつては登記(成立)の日)に承認するものとする。</p> <p>この場合において、合併等の後に存続する法人<u>若しくは</u>合併等により設立される法人<u>又は</u>当該業務を譲り受けた法人の承認の申請に係る関係書類は、事前に提出された書類により処理し、合併等の効力発生後に正式に登記された法人の関係書類と差し替えることにより処理して差し支えないものとする。</p>	<p>第13節の2 オーストラリア協定に基づく製造用原料品の譲許の便益の適用</p> <p>(製造用原料品の用途外使用)</p> <p>9の2-16 法第9条の2第6項ただし書<u>《製造用原料品の用途外使用等》</u>の規定による輸入(譲許の便益の適用) 製造用原料品の用途外使用の手続については、次による。</p> <p>(1) 法<u>第9条の2</u>第6項ただし書の規定による用途外使用の承認は、輸入(譲許の便益の適用)の許可を受けた製造用原料品(特例申告貨物にあっては、特例申告書が提出された製造用原料品。次項において同じ。)が腐敗、変質その他の理由により製造用原料品として使用できない場合又は、用途外使用の目的内容からみて、その用途に供することができないと認められる場合に限り行う。</p> <p>(2) 令第33条の8<u>《製造用原料品の用途外使用等の承認申請手続》</u>の規定による用途外使用の申請は、「用途外使用等承認申請書」(T-1140)2通(原本、交付(承認書)用)を輸入(譲許の便益の適用) 製造用原料品が置かれている場所の所在地を管轄する税關(以下「蔵置場所所轄税關」という。)に提出することとし、税關においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者に交付する。ただし、蔵置場所所轄税關と承認工場所轄税關が異なる場合には、提出部数は3部とし、そのうちの1通に承認の旨を記載して承認工場所轄税關の保税監督部門へ送付する。</p> <p>(法人の合併等の取扱い)</p> <p>9の2-23 製造工場の承認を受けている法人が合併<u>又は</u>分割(以下この項において「合併等」という。)することに伴いその承認が失効するため、合併等の後も引き続き製造工場の承認を受けようとする場合は、合併等の後に存続する法人<u>又は</u>合併等により設立される法人について、その合併等がなされることを前提として事前に承認の申請手続を行わせ、合併等の効力発生日(新法人の設立にあつては登記(成立)の日)に承認するものとする。</p> <p>この場合において、合併等の後に存続する法人<u>又は</u>合併等により設立される法人の承認の申請に係る関係書類は、事前に提出された書類により処理し、合併等の効力発生後に正式に登記された法人の関係書類と差し替えることにより処理して差し支えないものとする。</p> <p>また、合併等のほか、組織変更等会社の種類を変更する場合(例えは、</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>合資会社から株式会社への変更等）においても同様に取り扱うものとする。</u>